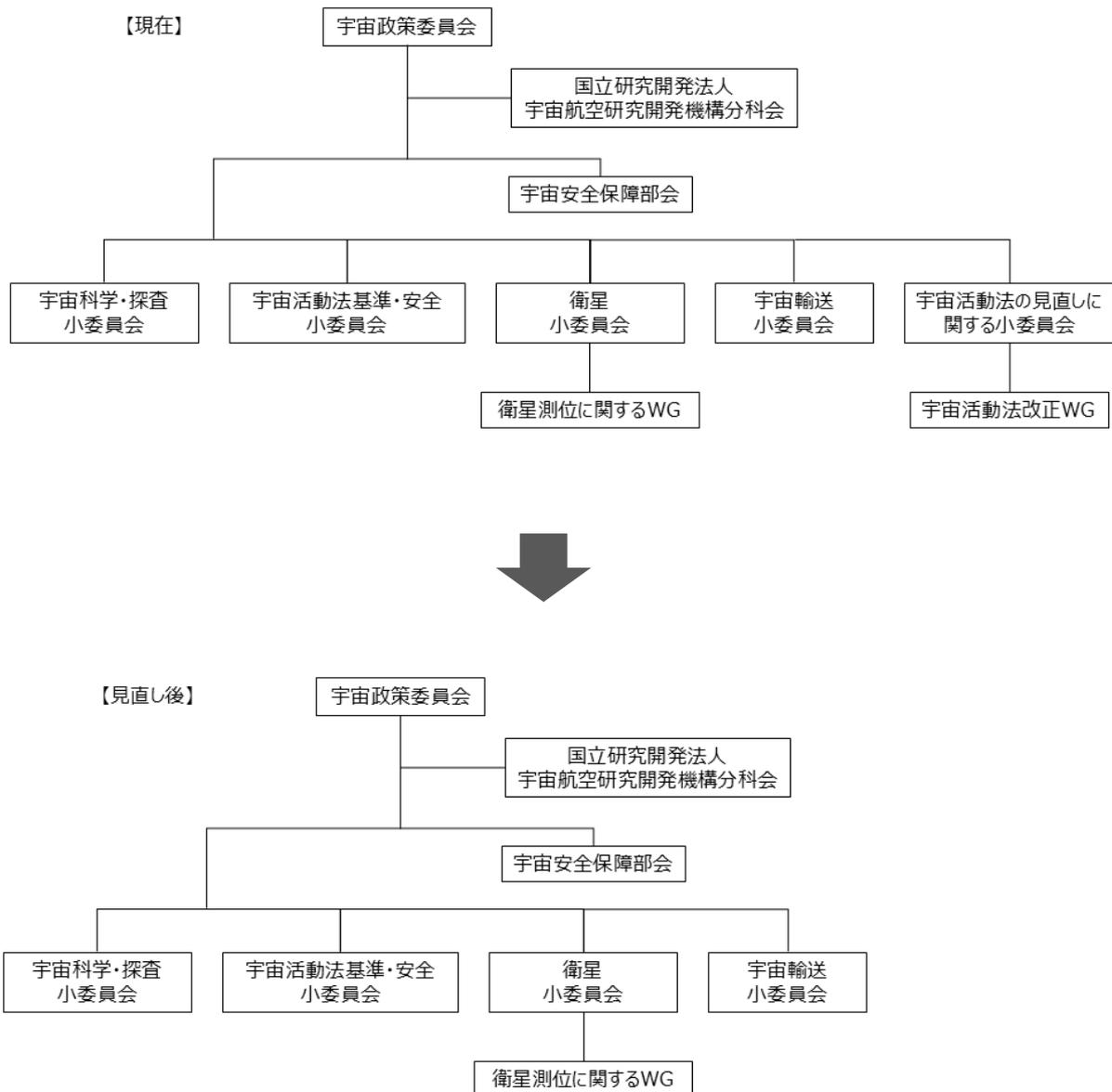


宇宙政策委員会の構成の見直しについて（案）

令和 8 年 2 月 24 日
宇宙開発戦略推進事務局

「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律」（平成 28 年法律第 76 号。以下「宇宙活動法」という。）の制度見直しの考え方を検討事項とする「宇宙活動法の見直しに関する小委員会」及び、宇宙活動法の制度見直しに係る技術的検討に関する検討を行う「宇宙活動法改正ワーキンググループ」につき、『宇宙活動法の見直しの基本的方向性 最終とりまとめ』（令和 7 年 12 月 9 日）の形で検討事項を整理したことから、同小委員会及び同ワーキンググループを廃止する。



各分科会、部会、小委員会、ワーキンググループにおける検討事項は、内閣府設置法（平成11年法律第89号）第38条に定める宇宙政策委員会の所掌事務のうち、次に掲げる事項とする。なお、具体的な検討にあたっては、必要に応じて、関係者の出席を得て、検討を進めることにする。

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構分科会

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の4第4項、同第35条の6第6項及び同第35条の7第2項に規定する審議会等として宇宙政策委員会が処理することとされている次の事項について調査審議を行う。

- (1) 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の中長期目標
- (2) 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の各事業年度に係る業務の実績等に関する評価
- (3) 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の中長期目標の期間の終了時の検討

宇宙安全保障部会

- (1) 宇宙空間の安定的利用の確保に向けた取り組みに関すること
- (2) 宇宙を活用した我が国の安全保障能力の強化に向けた取り組みに関すること
- (3) 宇宙協力を通じた日米同盟等の強化に向けた取り組みに関すること
- (4) その他

宇宙科学・探査小委員会

- (1) 大学との共同等による宇宙科学に関する学術研究・教育に関すること
- (2) 探査プログラムの計画・実施に関すること
- (3) 国際宇宙ステーション（ISS）の運用・利用に関すること
- (4) その他

宇宙活動法基準・安全小委員会

- (1) 宇宙活動法の許可基準に係る内閣府令の制定又は改廃に関すること
- (2) 人工衛星及びその打上げ用ロケットの打上げの安全の確保又は宇宙の環境の保全に関すること
- (3) その他

衛星小委員会

- (1) 衛星の開発・運用に関すること（宇宙科学に関するものを除く）
- (2) その他

宇宙輸送小委員会

- (1) 我が国の宇宙輸送システムの維持・発展にむけた取組に関する事
- (2) 宇宙輸送システムの開発・運用にむけた環境整備に関する事
- (3) (1) (2) の取組に必要な国内外の動向等の調査・分析に関する事
- (4) その他

衛星測位に関するワーキンググループ

- (1) 衛星測位システムに関する事
- (2) 「衛星測位に関する取組方針」の策定に関する事
- (3) その他

以上